

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画について

1. 目的

防犯活動などに取り組む市民などへの支援を通じ、一体となって地域の力を高めることにより、犯罪の被害に遭う市民を一人でも減らし。安全に安心して暮らせるまちをつくること

2. 対象

(1)犯罪の対象

一般刑法犯（交通事故を除いた「刑法」に規定する罪）

(2)計画の対象

窃盗犯等の主に日常生活の身近なところで発生する犯罪を対象

3. 計画期間

5年（第1次 - 平成22～26年度、第2次 - 平成27～31年度）

4. 計画の構成と主な取組内容

基本目標 犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

成果指標 1 犯罪に遭わないよう常に防犯意識を持って暮らしている市民の割合
2 地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合

基本方針1 自らの安全を確保するため、市民一人一人の防犯に対する関心を高める

(1)防犯意識を高める広報啓発…各種イベント開催や啓発などにより防犯意識を高める

重点施策

- ・各区でのパネル展や街頭啓発活動など市民に対する様々な啓発活動
- ・防犯に関する出前講座

(2)防犯力を高める情報の発信…防犯情報を手軽に入手できる体制整備を進め防犯力の向上を図る

- ・地域単位での犯罪情報等の共有（犯罪統計レポートの作成配布等）
- ・HP、ほくとくん防犯メールの活用促進による情報発信

(3)子どもの防犯力の育成…子どもが防犯力や危機回避能力を習得する機会を創出する

- ・幼児及び児童に対する防犯教室や防犯訓練
- ・子ども自身の危険予測・回避能力向上に役立つ地域安全マップづくり

(4)女性の防犯力向上…女性を対象とした犯罪被害の防止に関する広報啓発活動等を行う

2次～

- ・女性に対する性犯罪、痴漢、DV等の防止に関する広報啓発 2次～(実施中)
- ・若年層の防犯意識を高める犯罪防止教育等 2次～(実施中)

(5)高齢者等の防犯力向上…関係機関と連携しながら継続的な広報を行う

2次～

- ・高齢者が容易に情報を得られるよう特殊詐欺被害防止啓発 2次～(実施中)
- ・空き巣等から高齢者が自ら安全を確保できるような犯罪被害防止啓発 2次～(実施中)

重点施策～出前講座（防犯講習・防犯教室等） 目標 H25：31回⇒H30：60回 H28：73回

(1)地域における防犯活動を促進…地域防犯活動に関する支援により、活性・継続を図る

- ・地域安全サポーターズの取組
- ・地域防犯貢献者などへの顕彰制度の創設 2次～(実施中)

(2)協働による連携体制の充実…関係機関との連携体制の整備を図り、情報共有と必要な対策を講じる

- ・道、道警、他市町村などと連携した「安全・安心どさんこ運動」の普及促進
- ・市民、事業者、市が連携協力した取組を進めるための協議会の開催

(3)地域と一体となった子どもの見守り…関係機関と連携し、子どもを犯罪から守る取組等を行う

- ・子どもの登下校をも守る活動の推進
- ・子どもの有害環境からの保護、健全育成のための「青少年を見守る店」の登録推進

(4)女性の犯罪被害防止の取組の推進…女性の意見を取り入れた対策を講じる

2次～

- ・女性ならではの視点導入のため女性委員のみの犯罪被害防止会議の設置 2次～(検討中)
- ・女性の視点を取り入れた犯罪被害防止策の推進 2次～(検討中)

(5)高齢者等が安心して暮らせる取組の推進…高齢者が安心できる地域づくりや犯罪被害防止活動を行う

2次～

- ・地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動
- ・大学生による高齢者防犯対策支援事業 2次～(未実施)

(6)犯罪被害者等への支援…犯罪被害者の権利利益を保護し、回復が図られるよう支援する

- ・犯罪被害者支援等に関するホームページ、パネル展等による情報提供・広報啓発
- ・DV被害者等保護のため住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧制限

基本方針3 犯罪が起きにくいまちを作るため、環境の安全性を高める

(1)犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等…犯罪防止に配慮した整備や管理に取り組む

- ・公共空間の安全性を高めるために街路灯や公園等の整備
- ・犯罪誘発機会の減少のため放置自転車等の防止

(2)市民自らが行う環境整備の促進…環境整備に必要な情報提供や知識の普及を図り、支援を行う

- ・市民向け住宅の防犯対策ガイドラインの制作 2次～(未実施)
- ・不適正管理空き家に関する相談体制の整備 2次～(実施中)

(3)子ども等の安全に配慮した環境整備…学校施設や通学路等の児童の安全確保を図る

重点施策

- ・学校への不審者など侵入者対策の徹底
- ・「札幌市子ども 110 番の家支援事業」の創設 2次～(実施中)

(4)歓楽街などを対象とした環境改善…繁華街における健全な環境づくりに関する取組を行う

- ・関係機関や地元関係者と一体となったクリーン薄野活性化連絡協議会等の取組
- ・ススキノ条例に基づく悪質な迷惑行為等の規制

(5)暴力団等の排除…関係機関と連携し暴力団等の排除を進める

2次～

- ・市の事業における暴力団等排除の推進 2次～(実施中)
- ・市民や事業者への情報提供等、暴力団排除に関する活動への支援 2次～(実施中)

重点施策～札幌市子ども 110 番の家支援事業登録件数 目標 H27 (創設) ⇒H30 : 20,000 件
H28 : 7,000 件